

## 国民年金保険料の納付が困難な場合は、 免除・納付猶予の申請をご利用ください

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難なときは、申請し承認されると、保険料が免除される免除制度や、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度（30歳未満の方のみ）があります（詳細は下表のとおり）。

平成22年度分（平成22年7月～平成23年6月）の免除・納付猶予を希望される方は、役場住民福祉課医療係で申請を行ってください。

ただし、平成21年度分の「全額免除・若年者納付猶予（失業や天災を理由とした場合を除く）」が承認された方で、平成22年度分以降も継続申請を希望された方については、平成22年度分の免除・納付猶予申請は不要です。

- 申請に必要なもの
- 年金手帳
  - 印鑑（申請者本人が自ら署名する場合は不要）。
  - 前年度または今年度に失業された方は、次のいずれかの書類を添付
    - ・雇用保険被保険者離職票の写し
    - ・雇用保険受給資格者証の写し

- ・ 離職者支援資金の貸付決定通知書の写し
- ・ 右記書類に準ずる公的機関の証明の写し

《追納制度》  
免除・納付猶予を受けた期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができる「追納制度」が設けられています。

保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、承認を受けた当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問い合わせ先  
豊中年金事務所  
06 6848 6831  
能勢町役場住民福祉課医療係  
734 0158

### 免除・納付猶予制度について

全額免除	保険料	保険料の全額を免除
	対象者	申請者、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の方 基準額（控除対象配偶者及び扶養親族+1）×35万円+22万円
	年金額	老齢基礎年金を計算する際には、全額納めた場合と比べて1/3として計算されます。 （国庫負担割合の引き上げ以降は1/2）
4分の3免除	保険料	保険料の4分の3を免除（免除後保険料額3,780円）
	対象者	申請者、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の方 基準額 78万円+各種控除額（扶養親族等控除額を含む）
	年金額	老齢基礎年金を計算する際には、全額納めた場合と比べて1/2として計算されます。 （国庫負担割合の引き上げ以降は5/8）
半額免除	保険料	保険料の半額を免除（免除後保険料額7,550円）
	対象者	申請者、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の方 基準額 118万円+各種控除額（扶養親族等控除額を含む）
	年金額	老齢基礎年金を計算する際には、全額納めた場合と比べて2/3として計算されます。 （国庫負担割合の引き上げ以降は3/4）
4分の1免除	保険料	保険料の4分の1を免除（免除後保険料額11,330円）
	対象者	申請者、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の方 基準額 158万円+各種控除額（扶養親族等控除額を含む）
	年金額	老齢基礎年金を計算する際には、全額納めた場合と比べて5/6として計算されます。 （国庫負担割合の引き上げ以降は7/8）
若年者納入猶予	保険料	保険料の納付を猶予
	対象者	30歳未満で、申請者、配偶者の所得が一定額以下の方 世帯主所得は対象になりません。 基準額（控除対象配偶者及び扶養親族+1）×35万円+22万円
	年金額	老齢基礎年金の年金額には反映されません。

（注意1）いずれの制度も対象期間は平成22年7月～平成23年6月  
（注意2）いずれの制度も年金を受けるための受給資格期間に算入されます。  
「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」は免除後の残りの保険料を納めないで未納期間になり、受給資格期間に算入できません。